



初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

10月の第2週(10/4~10/11)は赤羽事務所はお休みとなります。

重要情報

1. NISA(少額投資非課税)が始まります

テレビCMでも話題のNISAがH26.1からスタートすることに伴い、10月から証券会社等で口座開設の受付が開始されます。年間100万円まで、最大5年分の投資の収益(配当・売買益)が非課税となります(損もなかったことになりま

2. 国外財産調書の準備を

本年末に国外に時価5千万円超の財産を持つ方は、翌年3月15日までに税務署への報告が義務付けられました。申告義務のない方や未成年も対象です。財産は土地建物船舶有価証券など一切のもので、報告しない場合は罰則があります。

3. 非嫡出子相続分違憲判決

非嫡出子(婚外子)の相続分は、通常の半分とされる民法の規定が法の下に平等とする憲法に違反しており無効だとの最高裁判決が出ました。ただし、この判決は既に遺産分割が決まったものには影響しないとされています。



10月のイベント

- ・NISA受付開始
- ・厚生年金料率アップに注意
(9月分10月納付)
- ・保険料控除証明が届きます



税金マメ知識

不動産移転税務には、2種類の時価があります。1つは相続評価(路線価や固定資産税評価)で、相続や贈与のときに用います。もう1つは取引相場(公示/売買価格や鑑定評価)で、低/高額譲渡の判定などに用います。一般的には前者より後者の方が割高です。負担付贈与のときは例外的に相続評価ではなく取引相場を用いることとされています。アパートを子供に贈与したとき、相続評価で贈与税を準備していたのに、敷金債務も同時に引き継ぐから負担付贈与だ、と言われれば取引相場を基礎に贈与税が計算されてしまいます。店子付アパートを贈与するときは預り敷金相当の現金を併せて渡すのも一手です。

晩酌のじかん

私は、最近までどんなに仕事が夜遅くとも終わるまで夕食を取らない習慣がありました。休業時代の師匠は常々「飯食う時間があたらととと仕事終わらせて帰れ」と言ったものです。

とはいえ独立してから、日付が変わるまで仕事する日も多く、年齢と健康を考え9時までに夕食をとるよう思い直しました。

晩酌は少々口寂しいです。



元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【ペルー:マチュピチュ】有名観光地で大事なものは、メディアからつまみ食いした情報だけで勝手な抽象概念を一人歩きさせないこと。「謎の」とか「空中都市」とかいったコトバも実に非作ります。お約束の記念撮影にもご注意を。名所になるほど、渾身のワンショットをモノにするだけで満足ラインに達し易いものなんです。マチュピチュや遺跡には触れません。そんな概念は自分の頭の中にしかないのだから。この青空、薄い空気、アマゾンに続く青々とした山の緑、谷から昇る湯気のような雲霞、冷たい風、攻撃的な太陽、土の匂い、生活の跡、インカの道…あるのはイマいるココ。目をつむっても感じるそのすべて。

☆事務所からの連絡☆

10/4(金)から10/11(金)まで、家族旅行のためお休みを頂戴します。皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp